



大津市公報

令和2年2月3日
第19号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

規 則	
3	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
告 示	
23	情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 1
24	生活保護法による指定介護機関の変更の届出等について..... 2
25	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出等について..... 2
26	大津市立障害者福祉センターの指定管理者の指定について..... 3
公 告	
	道路位置指定公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
	農用地利用集積計画公告..... 4
教 育 委 員 会 規 則	
1	大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則..... 4
2	大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 4
3	大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
令和2年2月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第3号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第46号」を「第47号」に改め、第46号を第47号とし、第41号から第45号までを1号ずつ繰り下げ、第40号の次に次の1号を加える。

(41) 議事録検索システムの更新及び管理に関する業務

第21条の3第2項第5号中「前条第42号」を「前条第43号」に改め、同項第6号中「前条第43号」を「前条第44号」に改め、同条第3項中「前条第44号から第46号まで」を「前条第45号から第47号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第23号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和2年2月3日

大津市長 佐藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条 項	適 用 期 日
市民税の申告	大津市市税条例（昭和34年条例第1号）	第40条の3第1項、第3項から第5項まで及び第8項	令和2年2月3日

大津市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年2月3日

大津市長 佐 藤 健 司

1 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
まごころはあとヘルパーステーション	(変更前) 大津市錦織三丁目15番31号	株式会社まごころ	大津市桜野町一丁目14番18号	訪問介護・第1号訪問事業	平成31年4月1日
	(変更後) 大津市桜野町一丁目17番15号				
(変更前) ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅N Kビル301号	株式会社インファーマシーズ	札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2年1月1日
(変更後) アイン薬局大津石山店					

2 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
かがやき比叡	大津市下阪本三丁目5番12号	叡湖開発株式会社	大津市下阪本三丁目5番12号	地域密着型通所介護・第1号通所事業	令和元年12月20日

大津市告示第25号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年2月3日

大津市長 佐 藤 健 司

1 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
まごころはあとヘルパーステーション	(変更前) 大津市錦織三丁目15番31号	株式会社まごころ	大津市桜野町一丁目14番18号	訪問介護・第1号訪問事業	平成31年4月1日
	(変更後) 大津市桜野町一丁目17番15号				
(変更前) ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅N Kビル301号	株式会社インファーマシーズ	札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2年1月1日
(変更後) アイン薬局大津石山店					

(変更後) アイン薬局大津石 山店					
-------------------------	--	--	--	--	--

2 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
かがやき比叡	大津市下阪本三丁目5番12号	叡湖開発株式会社	大津市下阪本三丁目5番12号	地域密着型通所介護・第1号通所事業	令和元年12月20日

大津市告示第26号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和2年2月3日

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市立障害者福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市京町三丁目5番12号 社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和2年1月24日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市大萱三丁目字北出1055番8	大津市月輪一丁目5番1号 株式会社久木野工務店 代表取締役 久木野 利一	18.97	6.00	1
大津市大江四丁目字地藏山960番1	草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹	24.03	6.00	1

(令和2年1月24日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年1月24日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町589番地1-303 La・maison est 北脇 秀一	大津市伊香立北在地町字北前 田637番2	487.96㎡	令和2年 1月22日	第1504号

(令和2年1月24日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年1月31日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和2年1月31日揭示済)

教 育 委 員 会 規 則

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月3日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第1号

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表仰木の項及び仰木の里の項を次のように改める。

仰木の里	仰木小学校の通学区域 仰木の里小学校の通学区域
------	----------------------------

別表第3項の表雄琴の項及び坂本の項を次のように改める。

坂本	雄琴小学校の通学区域 日吉台小学校の通学区域 坂本小学校の通学区域
----	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月3日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第2号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表真野北小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

堅田小学校学校運営協議会	堅田小学校
--------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月3日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第3号

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立図書館の管理運営に関する規則（昭和56年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育長」を「前2項の規定にかかわらず、教育長」に改め、「前項の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大津市立図書館南郷分館にあっては、前項各号に掲げる休館日のほか、日曜日を休館日とする。

第3条中「次の」の次に「各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条に次の1号を加える。

大津市立図書館南郷分館 午前10時から午後6時まで

第5条第1項中「館長」の次に「（大津市立図書館南郷分館にあっては、大津市立図書館長。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

平成31年4月1日付け号外第24号

頁	箇所	誤	正
2	下から3行目	第3条第1項	第3条第2項
4	上から10行目	同項第5号	同項第6号